請 書 (修 繕)

納入期限 平成 年 月 日納入場所

¥

(うち消費税及び地方消費税の額 ¥)

消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項、第29条及び地方税法第72条の82, 第72条の83の規定に基づき契約金額に105分の5を乗じて得た額である。

品	名	規	格	単位	数	量	単	価	金	額	備	考

上記について裏面契約条項承諾の上御請け致します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

殿

表記の役務について発注者「 受注者「 を特約する。

- 1 受注者は、修繕を完了したときは、発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者立会いのうえ検査をしなければならない。
- 3 第2項の検査に合格しないものがあるときは、受注者は、遅滞なくこれを取替え、又は補修して 再検査を受けなければならない。
- 4 受注者は、その責めに帰することのできない理由により履行期限までに修繕を完了することができないときは、発注者に対し履行期限の延長を求めることができる。
- 5 受注者が正当な理由なく期限内に修繕を完了しない場合において、期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めたときは、発注者は、期限を延長することができる。
- 6 前項の場合において、発注者は、受注者から契約金額に対して、遅延日数に応じ、年5パーセントに相応する金額を延滞金として徴収する。
- 7 発注者は、受注者の債務不履行その他不誠実の行為があったときは、契約の全部又は一部を解除 することができる。この場合、発注者は、受注者から契約金額の1/10を違約金として徴収する。
- 8 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるときは、契約を解除することができる。
 - この場合受注者は、発注者に対して損害の賠償を求めることができる。
- 9 発注者は、修繕を完了した後適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。
- 10 受注者は、発注者の代金支払いが前項の期日より遅延したときは、期限の翌日より年3.3パーセントの割合をもって遅延利息を請求することができる。
- 11 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。